

AOI

Group
法律・税務・
会計編

上海便り 2006年5月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: aoi@aoibc.com

今回からシリーズとして中国財政部が定めた「企業会計準則」を掲載いたします。この「企業会計準則」は「基本準則」と「具体準則」とで構成され、中国財政部は1997年5月から今日に至るまで多くの改訂を加えながらも、「基本準則」は企業会計の基本前提、一般原則、会計要素及び財務諸表の作成、提出についての一般要求を規定し、「具体準則」は「基本準則」の要求に従い、会計処理業務について具体的な規定を制定したものです。

なおこの日本語翻訳文は財政部中国財政経済出版の「企業会計準則 2003」の翻訳文を引用しておりますが、この出版物は現在絶版となっており手に入りにくくなっておりますため、ここに「基本原則」の全文を掲載したいと思います。

企業会計準則 基本準則

第一章 総 則

- 第1条 わが国の社会主義市場経済発展のために、企業会計の基準を統一し、会計情報の質を保証するため「中華人民共和国会計法」に基づいて本準則を制定する。
- 第2条 本準則は中華人民共和国国内に設立されたすべての企業に摘要する。中華人民共和国国外に設立された中国投資企業(以下国外企業と略称する)については本準則に基づいて、国内関連部門に財務報告書を提出しなければならない。
- 第3条 企業会計制度を制定する場合には、本準則に従わなくてはならない。
- 第4条 企業会計は企業に発生した各種の経済取引を対象として、企業自身の経営活動の各項目を記録および反映しなければならない。
- 第5条 企業会計は、企業の継続性と企業の正常な経営活動を前提としなければならない。
- 第6条 企業会計は会計期間を区分し、その期間ごとに勘定科目を締切り、財務諸表を作成しなければならない。会計期間は年次、四半期及び月次に区分し、年次、四半期および月次の開始と終了は西暦月日を採用する。
- 第7条 企業会計は人民元を記帳本位通貨とする。取引の収支が外貨を主とする企業は特定の外貨を記帳本位通貨として採用することも出来る。ただし財務諸表は人民元に換算して表示しなければならない。国外企業が財務諸表を作成して国内関連

部門に提出する場合には、人民元に換算して表示しなければならない。

第8条 会計記帳は複式簿記を採用する。

第9条 会計記録の文字は中国語を使用しなければならないが、少数民族自治地区では、少数民族の文字を併用することができる。外国投資企業および外国企業は、特定の外国語を併用することもできる。

第二章 一般原則

第10条 企業会計は、実際に発生した経済取引をもとに、財政状態及び経営成績の真実を表示しなければならない。

第11条 企業情報は、国家のマクロ経済管理の要求に合致し、各関連当事者による企業の財政状態及び経営成績に対する理解と、企業による内部経営管理の強化に資するものでなければならない。

第12条 企業会計は定められた会計方針にもとずいて行われなければならない。そして、会計指標の基準を統一に定め、相互に比較可能でなければならない。

第13条 会計方針は前後の各期で一致しなければならないが、みだりにこれを変更してはならない。変更しなければならない場合には、変更の旨、変更の理由、および当該変更が財政状態または経営成績に及ぼす影響を財務諸表に記載しなければならない。

第14条 企業会計は適時に実施されなければならない。

第15条 会計記録および財務諸表は明晰かつ明瞭でなければならない。理解および使用に資するものでなければならない。

第16条 企業会計は発生主義の原則を基礎としなければならない。

第17条 収益とそれに関連する原価、費用は相互に対応しなければならない。

第18条 企業会計は保守主義の原則に従って、発生の可能性のある損失および費用については合理的に計上しなければならない。

第19条 各種の財産、物資の価額は、原則として取得する際の実際原価にもとずいて計上しなければならない。国家が別に定める場合を除いて、物価変動によって帳簿価額を修正してはならない。

第20条 企業会計は収益的支出と資本的支出とを合理的に区別しなければならない。支出の効果が当会計年度のみに生ずるものは、収益的支出とすべきであり、支出の効果が次期以降にも関連するものは、資本的支出としなければならない。

第21条 財務報告は企業の財政状態と経営成績を総体的に表示しなければならない。重要な経済取引については、区別して表示しなければならない。

* 次回は第3章「資産」の掲載予定です